

令和5年2月定例会

建設委員会資料

(建設部)

秋田市道路占用等に関する条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第13条 (略) 別表 (第5条関係)				第1条～第13条 (略) 別表 (第5条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額 (円)			単位	金額 (円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>570</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>510</u>
	第2種電柱		<u>870</u>	第2種電柱	<u>790</u>		
	第3種電柱		<u>1,200</u>	第3種電柱	<u>1,100</u>		
	第1種電話柱		<u>510</u>	第1種電話柱	<u>460</u>		
	第2種電話柱		<u>810</u>	第2種電話柱	<u>730</u>		
	第3種電話柱		<u>1,100</u>	第3種電話柱	<u>1,000</u>		
	その他の柱類		<u>51</u>	その他の柱類	<u>46</u>		
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートルに つき1年	5	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートルに つき1年	5	
	地下に設ける電 線その他の線類		3	地下に設ける電 線その他の線類		3	
	路上に設ける変 圧器	1個につ き1年	<u>490</u>	路上に設ける変 圧器	1個につ き1年	<u>450</u>	
	地下に設ける変 圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>300</u>	地下に設ける変 圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>270</u>	
	変圧塔その他こ れに類するもの および公衆電話 所	1個につ き1年	<u>1,000</u>	変圧塔その他こ れに類するもの および公衆電話 所	1個につ き1年	<u>910</u>	
郵便差出箱およ び信書便差出箱	<u>420</u>		郵便差出箱およ び信書便差出箱	<u>380</u>			
広告塔	表示面積	<u>1,800</u>	広告塔	表示面積	<u>1,900</u>		

			1平方メートルにつき1年	
			その他のもの	占有面積 1平方メートルにつき1年 <u>1,000</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>30</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>210</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>610</u>
法第32条	自	法第2 地下	長さ1メ	3

			1平方メートルにつき1年	
			その他のもの	占有面積 1平方メートルにつき1年 <u>910</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>55</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>110</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>190</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>270</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>550</u>
法第32条	自	法第2 地下	長さ1メ	3

第1項第3号に掲げる施設	動運行補助施設	条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	に設けるもの	一トルにつき1年				
			その他のもの		<u>10</u>			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>810</u>			
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>510</u>			
			地下に設けるもの		<u>300</u>			
その他のもの			<u>1,000</u>					
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額			
						階数が2のもの	A に <u>0.006</u> を乗じて得た額	A に <u>0.008</u> を乗じて得た額
第1項第3号に掲げる施設	動運行補助施設	条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	に設けるもの	一トルにつき1年				
			その他のもの		<u>9</u>			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>730</u>			
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>460</u>			
			地下に設けるもの		<u>270</u>			
その他のもの			<u>910</u>					
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額			
						階数が2のもの	A に <u>0.006</u> を乗じて得た額	A に <u>0.008</u> を乗じて得た額

		3以上のもの		<u>0.007</u> を乗じて得た額
		上空に設ける通路		<u>900</u>
		地下に設ける通路		<u>540</u>
		その他のもの		<u>1,000</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>18</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>180</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>
	標識	1本につき1年		<u>810</u>
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		<u>18</u>
	その他のもの	1本につき1月		<u>180</u>
幕（政令第7	祭礼、縁日そ	その面積1平方メ		<u>18</u>

		3以上のもの		<u>0.01</u> を乗じて得た額
		上空に設ける通路		<u>930</u>
		地下に設ける通路		<u>560</u>
		その他のもの		<u>910</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>19</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>
	標識	1本につき1年		<u>730</u>
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		<u>19</u>
	その他のもの	1本につき1月		<u>190</u>
幕（政令第7	祭礼、縁日そ	その面積1平方メ		<u>19</u>

	条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	他の催しに際し、一時的に設けるもの	一トルにつき1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>
		その他のもの		<u>900</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			A に <u>0.031</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				<u>100</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.012</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に <u>0.017</u> を乗じて得た額	

	条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	他の催しに際し、一時的に設けるもの	一トルにつき1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>930</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			A に <u>0.033</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				<u>91</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を乗じて得た額	

	地下 (トンネルの上の地下を除く。) に設けるもの	階数が 1のもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た 額		地下 (トンネルの上の地下を除く。) に設けるもの	階数が 1のもの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た 額
		階数が 2のもの	A に <u>0.006</u> を乗じて得た 額			階数が 2のもの	A に <u>0.008</u> を乗じて得た 額
		階数が 3以上のもの	A に <u>0.007</u> を乗じて得た 額			階数が 3以上のもの	A に <u>0.01</u> を 乗じて得た額
	その他のもの		A に <u>0.025</u> を乗じて得た 額		その他のもの		A に <u>0.033</u> を乗じて得た 額
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		A に <u>0.015</u> を乗じて得た 額	政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		A に <u>0.016</u> を乗じて得た 額
	その他のもの		A に <u>0.011</u> を乗じて得た 額		その他のもの		A に <u>0.012</u> を乗じて得た 額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設および自動車 駐車場	建築物		A に <u>0.022</u> を乗じて得た 額	政令第7 条第10号 に掲げる 施設および自動車 駐車場	建築物		A に <u>0.023</u> を乗じて得た 額
	その他のもの		A に <u>0.011</u> を乗じて得た 額		その他のもの		A に <u>0.012</u> を乗じて得た 額
政令第7 条第11号	トンネルの上又は高架の道路の		A に <u>0.015</u>	政令第7 条第11号	トンネルの上又は高架の道路の		A に <u>0.016</u>

に掲げる 応急仮設 建築物	路面下に設ける もの	を乗じ て得た 額	に掲げる 応急仮設 建築物	路面下に設ける もの	を乗じ て得た 額
	上空に設けるも の	A に <u>0.022</u> を乗じ て得た 額		上空に設けるも の	A に <u>0.023</u> を乗じ て得た 額
	その他のもの	A に <u>0.031</u> を乗じ て得た 額		その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じ て得た 額
政令第7条第12号に掲げ る器具		A に <u>0.025</u> を乗じ て得た 額	政令第7条第12号に掲げ る器具		A に <u>0.033</u> を乗じ て得た 額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道 路（高架のもの に限る。）の路 面下に設けるも の	A に <u>0.015</u> を乗じ て得た 額	政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道 路（高架のもの に限る。）の路 面下に設けるも の	A に <u>0.016</u> を乗じ て得た 額
	上空に設けるも の	A に <u>0.022</u> を乗じ て得た 額		上空に設けるも の	A に <u>0.023</u> を乗じ て得た 額
	その他のもの	A に <u>0.031</u> を乗じ て得た 額		その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じ て得た 額
政令第7条第14号に掲げ る施設		A に <u>0.031</u> を乗じ て得た 額			
備考（略）			備考（略）		

議案第73号 除雪グレーダを買い入れる件

入札結果表

契約番号 504300667
物件名 除雪グレーダ
納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫
入札方式 物品公募型指名競争入札
開札日 令和4年12月16日
予定価格 78,440,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)
落札金額 67,000,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)
落札者 コマツ秋田株式会社秋田支店

番号	商号又は名称	入札金額	摘要
1	コマツ秋田株式会社秋田支店	67,000,000円	落札
備考 入札金額は、消費税および地方消費税を除いたもの。			

除雪グレーダの買入れについて

1 品名および数量

除雪グレーダ（4.0m級） 2台

2 性能

除雪幅 3.4m以上

最大除雪高さ 0.15m以上

ブレード線圧 20kN/m以上

走行速度 45km/h以上

騒音レベル 85db以下 「騒音障害防止のためのガイドライン」に準ずる。

3 納期

令和5年12月28日

グレーダ（4m級）



除雪グレーダ（4.0m級）の概要

【シャシ関係】
油圧屈折式、水冷ディーゼル機関

【車体関係】 全長 10,000mm以下
全幅 2,700mm以下
全高 3,800mm以下
車両総質量 18,000kg以上
20,000kg以下
最小回転半径 8.0m以下
乗車人員 1人

【能力】 ブレード幅 4.0m
ブレード線圧 20kN/m以上
走行速度 45km/h以上
サークル回転角度 左右130度以上

土地の買入れについて

1 事業名

下新城大規模堆雪場（仮称）整備事業

2 事業概要

令和3年度まで県から借用し堆雪場として使用していた秋田港埋立地が、民間への売却に伴い令和4年度から使用できなくなったことから、恒久的に使用できる市の堆雪場を北部地区に整備するものである。

整備面積：4.3ha 地権者：9名 筆数：18筆

用地買収費：113,950千円

3 買い入れる土地の概要

議案第74号

所在：下新城野字街道端西240番50ほか3筆

地目：山林 面積：7,932㎡ 金額：21,019,800円

議案第75号

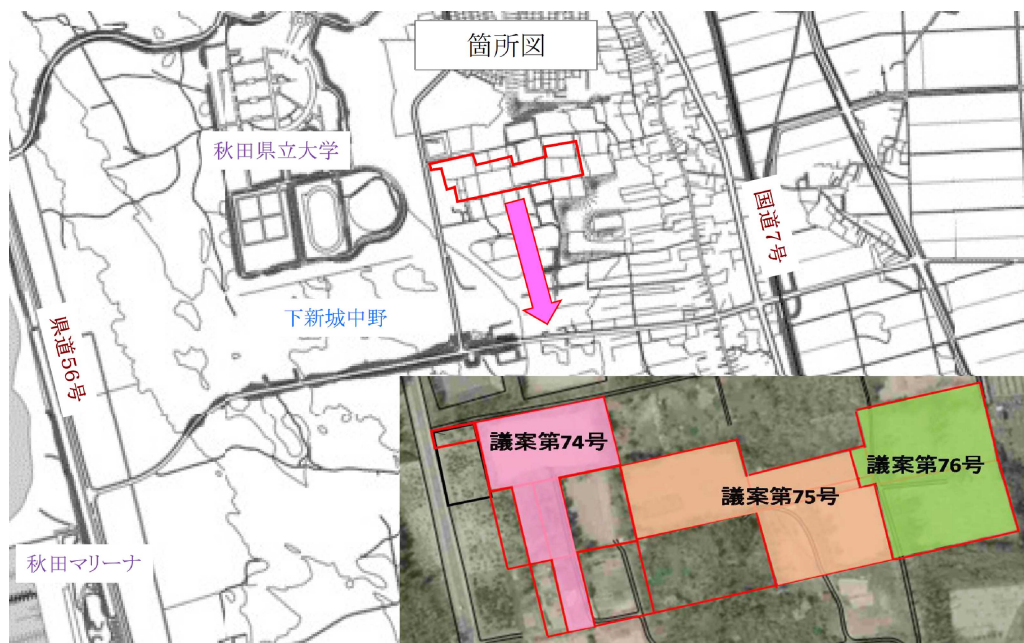
所在：下新城野字街道端西240番30ほか3筆

地目：山林 面積：12,265㎡ 金額：32,502,250円

議案第76号

所在：下新城野字街道端西240番29ほか3筆

地目：山林 面積：10,040㎡ 金額：26,606,000円



受理番号	受理年月日	件名	請願・陳情者名
92	令和5年 2月6日	道路除排雪コールセンターの見直し及び基準にのっとった除排雪の確実な実施について	
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>1 道路除排雪コールセンターに係る業務を見直し、市が直接実施すること。</p> <p>2 除排雪の基準にのっとった除排雪を確実に行うこと。</p>		<p>1 要望等の受付業務をコールセンターへ委託することにより、本部職員は路面状況の把握や作業指示に専念でき、迅速な対応や作業管理が可能となるなどのメリットがあることから、市の直接実施に戻すことは考えていない。</p> <p>2 道路除排雪については、道路除排雪の基本計画書において定められている出動基準および優先順位に基づいて実施している。</p>	

受理番号	受理年月日	件名	請願・陳情者名
94	令和5年 2月9日	秋田市道における主要な歩道及び秋田大学手形キャンパス周辺の歩道の除雪について	
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>1 秋田市道の主要な歩道において、安全な歩行ができるように除雪を行うこと。</p> <p>2 秋田駅から秋田大学手形キャンパスまでの市道において、歩道の除雪を徹底して行うこと。</p> <p>3 秋田駅から秋田大学手形キャンパスまでの県道において、歩道の除雪を徹底して行うよう、県に対して働きかけること。</p>		<p>1 歩道の除排雪作業は、道路除排雪の基本計画書で定める出動基準に基づき、車道と同様に路面積雪深が10センチメートル以上、もしくはそれを超えることが予想される場合に、その後の気象状況などを考慮のうえ、実施している。 また、除雪幅員については、主要な歩道（緊急路線、幹線歩道、通学歩道）の場合において、歩行者のすれ違いができる程度としている。</p> <p>2 歩道の除排雪作業は、道路除排雪の基本計画書で定める基準に基づいて実施しており、特定の路線に限定した対応は困難である。</p> <p>3 市に寄せられた道路除排雪の要望については、国道、県道に関わらず受付を行い、随時、各道路管理者に対し対応を依頼している。</p>	

千秋公園大手門の堀遊歩道の整備について

1 整備概要

浮棧橋延長 $L = 254.2\text{ m}$ 、幅員 $W = 3.0\text{ m}$

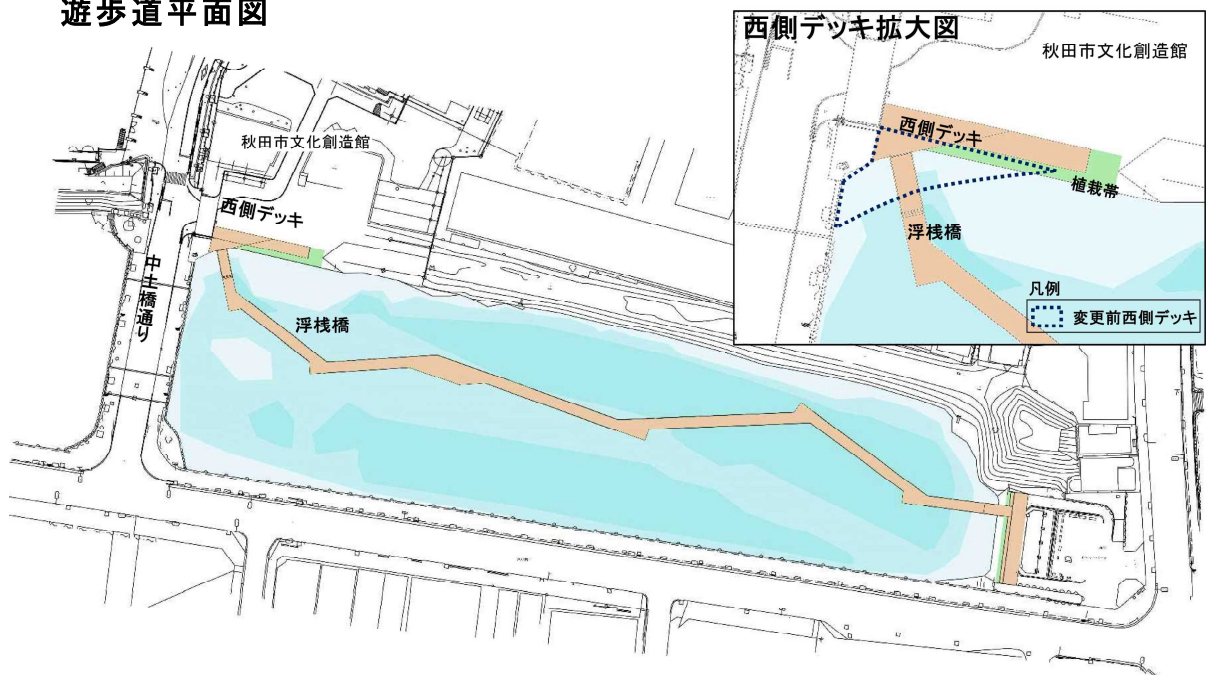
西側デッキ $A = 68.1\text{ m}^2$

付帯施設 係留施設、手すり $H = 0.8\text{ m}$ 、フットライト照明ほか

2 整備計画の変更点

秋田市文化創造館の敷地の一部を西側デッキとして活用することで、コスト削減が図られ、一体的な利用形態が望める整備計画に変更したものを。

遊歩道平面図



3 スケジュール（案）

令和5年4月 公告

5月 仮契約

6月 工事契約（議会承認後）

10月 現場工事着手

令和6年3月 供用開始（予定）

辺岨公園の所管換えについて

河辺岩見三内地区の辺岨公園グラウンド内に、新政酒造(株)がライスセンターの建設を予定している。

産業振興部では、第2次秋田市都市農村交流マスタープランにおいて、河辺地域を重点区域のひとつとして位置づけており、河辺岩見三内地区一体での魅力向上に向け、グラウンドを除く辺岨公園を地域活性化に資する施設としていくことを見据え、令和5年3月下旬に建設部から産業振興部に所管換えを行う。

1 辺岨公園の概況

- ・ 所在 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番地1の内 (A=80,806㎡)
- ・ 地権者(貸主) 鵜養共有地(地権者33名)
- ・ 借主 秋田市(建設部)

2 今後のスケジュール

- ・ 令和5年3月22日
2月議会閉会日に建設部から産業振興部に所管換え (A=68,608.16㎡)
- ・ 令和5年3月22日～31日
秋田市(産業振興部)と地権者が辺岨公園(グラウンド除く)の土地賃貸借契約を締結
- ・ 令和5年4月1日
新政酒造(株)と地権者がグラウンド部分の土地賃貸借契約を締結予定 (A=12,197.84㎡)

都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事の進捗状況について

1 工事概要

工事名 都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事
契約金額 322,828,000円（令和4年6月27日議決）
受注者 佐々木・加藤・中央土建特定建設工事共同企業体
工期 令和4年6月28日から令和5年3月20日まで
（繰越手続き終了後、令和5年8月中旬までに変更予定）

2 変更見込み

鋼材価格高騰に伴う使用資材（H形鋼）の価格変更や発生する汚泥処分量の増加などにより、今後、増額変更が見込まれている。（議決案件）

3 今後の予定

令和5年4月 変更数量および金額の確定
5月 変更の仮契約を締結
6月 市議会定例会に変更契約の議案提出

